



成田市農業協同組合

本 所

〒286-0013 千葉県成田市美郷台三丁目16番地6

ホームページアドレス <https://www.ja-narita.or.jp>

総務課	0476-22-6711	監査室	0476-22-6807
経理課	0476-22-6739	共済課	0476-22-6713
金融課	0476-22-6715	共済普及課	0476-22-6714
金融渉外課	0476-22-6796	本所内FAX	0476-22-6718

JAくらしの相談センター（本所1F）

生活課	0476-23-0091	金融渉外課（資産管理）	0476-22-6716
FAX	0476-22-6931	ローンセンター	0476-24-2926

公津支所	〒286-0004	成田市宗吾三丁目470番地1	電話0476-26-9121
久住支所	〒286-0819	成田市久住中央一丁目6番地1	電話0476-36-1101
遠山支所	〒286-0127	成田市小菅1417番地1	電話0476-35-0511
中央支所	〒286-0013	成田市美郷台三丁目16番地6	電話0476-22-6712
酒々井支所	〒285-0927	酒々井町酒々井1670番地1	電話043-496-0291
営農部			
営農指導課	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-22-6717
購買課	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-20-1971
加工販売課	〒286-0101	成田市十余三68番地161	電話0476-36-1341
園芸課	〒286-0101	成田市十余三68番地161	電話0476-36-1541
燃料事業所			
NACS酒々井・LPG	〒285-0921	酒々井町中川104番地2	電話043-496-2036
農産物直売所酒々井店	〒285-0927	酒々井町酒々井1677番地	電話043-496-1000
農産物直売所宝田店	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-24-8611
農業機械事業所			
宝田農機センター	〒286-0844	成田市宝田912番地1	電話0476-22-3815
十余三農機センター	〒286-0101	成田市十余三68番地45	電話0476-36-1546
酒々井農機センター	〒285-0921	酒々井町中川104番地2	電話043-496-9687
ケアセンター美郷	〒286-0013	成田市美郷台一丁目15番地10	電話0476-23-7711



令和7年度

第60回通常総代会

令和6年度事業報告／令和7年度事業計画



成田市農業協同組合

総代の皆様 総代会には本書を忘れずにお持ちください

日時／令和7年3月29日（土）
午後2時00分
会場／成田国際文化会館

令和7年度 第60回 通常総代会次第

1. 開 会
2. 組 合 長 挨 拶
3. 来 賓 挨 拶
4. 議 長 選 任
5. 書 記 指 名
6. 議 案 審 議
(第1号議案～第4号議案)
7. 閉 会

J A 綱 領

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

みんなの役割

■ 組合員の役割

1. 組織の役員や世話係には、すすんで協力します。
2. 組合の施設は、自分のものと同様に大切にします。
3. みんなで決めた申し合わせには従います。
4. 会合には遅れずに出席し、みんなの時間をむだにしません。
5. 協同の力で、仲間同士助け合います。
6. 組合のあらゆる問題についてすすんで発言し、建設的に提言します。
7. 家族ぐるみで組合事業に参加し、積極的に利用します。
8. 生産組合組織や業種組織の活動にすすんで参加し、組織を強化します。
9. 研修会や講習会にはすすんで出席し、共同意識を培います。
10. 仲間づくりにつとめ、協同の輪を広げます。

■ 役員の役割

1. 組合員の意志を尊重し、常に組合員の組合として運営されるよう力を尽くします。
2. 組合員組織の自主性を尊重し、組織相互間の摩擦を除き、協調をはかります。
3. 組合員に組合の方針、計画を適切に伝えます。
4. 誠実を第一とし、組合員の利益を優先します。
5. 出身地区の組合員だけでなく、組合員全体の代表として行動します。
6. 市町議会議員の兼職は原則として避け、組合運営に専念します。
7. 職員の立場を十分に尊重し、共に励まし合います。
8. 組合の事業、施設を率先して利用します。
9. 組合と競合関係にある事業には関わり合いません。
10. 会合には遅れずに出席し、みんなの時間をむだにしません。

■ 職員の役割

1. 協同組合の理念をよく理解し、協同活動を推進します。
2. 組合員との対話を深め、その意志反映と、信頼関係の向上につとめます。
3. 事業の方針や内容をよく理解し、目標達成に励みます。
4. お互いの連絡と協調をよくし、正確で効率のよい仕事をします。
5. 常に研鑽につとめ、職務に必要な知識技能の向上をはかります。
6. 明るく、礼儀正しく、親切的態度で応対します。
7. 規律を守り、時間を大切にし、誠実に行動します。
8. 健康管理につとめ、意欲と責任感をもって業務に取り組みます。
9. 組合の施設を大切にし、常に整理整頓につとめます。
10. 組合の事業を率先して利用します。